くまもとDX推進コンソーシアム事務局運営委託業務に係るプロポーザル実施要領

1 業務名称

くまもとDX推進コンソーシアム事務局運営委託業務

2 趣旨

本業務は、令和3年度に策定した「くまもとDXグランドデザイン」のビジョン実現に向け、 産学官が連携して熊本県内のDXを推進するため設立された「くまもとDX推進コンソーシアム」を運営し、本県におけるDX推進を図ることを目的とする。

3 委託業務の概要

(1) 内容

別紙「くまもとDX推進コンソーシアム事務局運営委託業務仕様書」のとおり

(2)委託期間

契約締結日から令和7年(2025年)3月31日(月)まで

(3)委託限度額

28,352,000円(消費税及び地方消費税を含む)

※この金額は、提案にあたっての目安(上限)を示すものであり、契約時の予定価格を示すものではありません。

(4) 対象経費

別紙「くまもとDX推進コンソーシアム事務局運営委託業務仕様書」の「6 業務委託に 係る経費」に記載する一切の経費。

4 担当部局

〒862-8570

熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県企画振興部デジタル戦略局デジタル戦略推進課 戦略推進班 福田

TEL: 096-333-2469

E-mail: fukuda-m@pref.kumamoto.lg.jp

5 参加資格

参加者は次の要件をすべて満たす者とする。なお、共同企業体として本プロポーザルに参加する応募者の場合は、全ての構成員について同様とする。

(1)会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立て を行った者又は申立てをなされた者にあたっては、裁判所からの当該申立てに係る更生計 画認可の決定を受けていること。

- (2) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立て を行った者又は申立てをなされた者にあっては、裁判所から再生計画認可の決定を受けて いること。
- (3) 消費税及び地方消費税並びに都道府県税において未納がない者であること。
- (4) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領(平成14年熊本県 告示第811号)第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第1 項第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (6) 政治活動又は宗教活動を行うことを目的とした団体ではないこと。

6 プロポーザルに係る実施スケジュール

内容	日程・期限
(1)公募開始	令和6年(2024年)1月26日(金)
(2) 質問書の提出期限	令和6年(2024年)2月7日(水)
(3) 質問書の回答期限	令和6年(2024年)2月14日(水)
(4)参加表明書提出期限	令和6年(2024年)2月20日(火)
(5) 企画提案書提出期限	令和6年(2024年)2月27日(火)
(6) ヒアリング審査	令和6年(2024年)3月6日(水)
(7)選定結果通知	ヒアリング後1週間以内を予定

7 応募手続き

(1) 質問及び回答

①質問方法

- ・質問は、質問書【別紙様式1】により電子メールにより提出すること。なお、電話又は 口頭のみでの質問は一切受け付けない。
- ・メール送信時、件名に「くまもとDX推進コンソーシアム事務局運営委託業務プロポーザル質問」と付記すること。

②提出期限

令和6年(2024年)2月7日(水)午後5時(必着)

③提出先

「4 担当部局」に同じ

④質問者への回答

令和6年(2024年)2月14日(水)までに、質問者全員に対して電子メールで回答を送付する。

(2) 参加表明書等の提出

①提出書類

以下の書類を電子メールにて送付すること。

- ア 参加表明書(別紙様式2)
- イ 会社概要(別紙様式3)
- ウ 誓約書 (別紙様式4)
- エ 登記事項証明書(写し可、提出日前3か月以内に発行された現在事項証明書)
- オ 国税、都道府県税及び市町村税の滞納がないことの証明書(写し可、提出日前3か月 以内に発行されたもの)
 - a) 消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書
 - b) 都道府県税に未納がないことの証明書
 - ・熊本県内に本店又は支店等がある場合は、各広域本部、各地域振興局又は県自動車 税事務所のいずれかで発行する、熊本県税(全般)について未納がない旨の証明書。
 - ・熊本県内に本店又は支店等がない場合は、本店所在地の都道府県が発行する都道府 県税に未納がないという証明書。「都道府県税に未納がない」という証明書が発行さ れない場合は、法人住民税及び法人事業税・地方法人特別税についての直近の事業年 度分の納税証明書。
- ※令和5年度(2024年度)熊本県の入札参加資格を有している者は、上記エ、オの書類を省略可能。その場合、様式3の「入札参加資格」欄に該当する登録番号を記入すること。

なお、共同企業体として本プロポーザルに参加する応募者の場合は、参加表明書(別紙様式2)及び誓約書(別紙様式4)の提出者は代表となる構成員が担うものとし、会社概要(別紙様式3)のその他特記事項に共同企業体である旨及びその構成員を記載すること。代表構成員以外の構成員の上記エからカまでの書類についは、※印の扱いに準拠する。

②提出期限

令和6年(2024年)2月20日(火)午後5時(必着)

③提出先

「4 担当部局」に同じ

④参加資格の決定及び通知

参加資格の確認については、参加表明書等の提出期限日をもって行うものとし、結果(参加資格がないと認めた場合はその理由も含む)については、書面により通知する。なお、参加資格を認めた者であっても、当該確認後に参加資格を満たさないことが明らかになったときは、当該参加資格を取り消すものとする。

(3) 企画提案書の提出

①提出書類

ア 企画提案書

「7(3)⑤企画提案書内容」について記載したもの。提案書の形式等は以下のとおり。

- a)電子データ(PDFファイル形式)とし、日本工業規格A4判で20枚以内(表紙、 積算書は除く)、日本語、横書き、フォントサイズ10.5ポイント以上で記載する こと。
- b) 企画提案書全体を1ファイルにまとめて提出すること。
- c) 企画提案書表紙に「件名」、「社名」、「所在地」、「代表者名」、「担当者名」及び「連絡先(電話番号/メールアドレス)」を記載すること。

イ 積算書(任意様式)

- a) 金額は日本円にて消費税込で表記すること。
- b) 見積詳細については、別紙「くまもとDX推進コンソーシアム事務局運営委託業務 仕様書」の「5 委託業務内容」に定める項目ごとに内訳を記載すること。但し、 提案内容に応じて業務項目の追加を認める。
- c) 企画提案書の最終ページの後に添付すること。

ウその他

「8 (2)審査基準」に記載の、熊本県中小企業振興基本条例、持続可能な社会の実現に寄与する熊本県公契約条例に該当する場合は、その内容がわかる書類(任意様式)。

②提出先

「4 担当部局」に同じ

③提出期限

令和6年(2024年)2月27日(火)午後5時(必着)

※行政業務支援システムにより提出すること。

なお、当該システムの利用にあたっては、参加表明書に記入された電子メールアドレス 宛に本県から当該システムにて空ファイルを送信することにより利用できるようにす ることを想定している。

④提出部数等

1ファイル

⑤企画提案内容

企画提案書は次の構成とする。ただし、日本工業規格A4判20枚以内で提案すること。 ただし、キ)積算書については、20枚の内数にカウントしない。

- ア) 会社アピール
- イ) 応募背景
- ウ) 仕様書に沿った提案

次の構成で提案することとし、※印の提案を盛り込むこと。

- a) コンソーシアム運営管理業務 ※会員の発掘の手法及び目標値
- b) DX機運醸成に向けた取組み
 - ※ イベント (1回) の企画案
 - ※ セミナー (5回) の企画案
 - ※ ホームページ掲載のDX事例案
 - ※ 情報プラットフォームの活用案
- c) データ活用機運醸成に向けた取組み
 - ※「データ活用コミュニティ」参画企業の確保に向けた取組み案
 - ※「データ活用コミュニティ」参画企業の想定案
 - ※「データ活用コミュニティ」による定例会の開催内容・手法・講師案
- d) その他
 - ※ アドバイザー、コーディネーター等の活用方法案、会員からの相談対応体制案
- ※ アドバイザー、コーディネーターについて特定の想定がある場合は、その者の氏名 及び団体名
- エ)追加提案

DX推進やデータ活用の機運醸成に寄与するイベントの提案など、仕様書に記載されていること以外で本業務の目的達成に資する提案があれば記載すること。

- オ)業務遂行能力のアピール
 - ※年間の事業スケジュール
 - ※当事業と同様の業務実績
- カ) 実施体制
- キ) 積算書

8 最適提案者の選定方法

(1) 選定方法

プロポーザル方式とする。庁内に設置する審査会において提出書類及びヒアリングによる 審査を行い、審査会の結果を考慮のうえ、県が最適提案者を決定する。

(2) 審查基準

審査基準は別表「審査基準表」のとおり。アについて書面審査のうえ、審査会においてイ ~オの審査項目に基づき評価し、その合計を評価点とする。

熊本県中小企業振興基本条例(以下「基本条例」という。)の趣旨に鑑み、基本条例に定める中小企業者又は小規模企業者に該当する場合は、2点を加点(審査員ごとではなく該当する提案者ごとに2点加点)する。

また、持続可能な社会の実現に寄与する熊本県公契約条例(以下「公契約条例」という。)

第3条第3項及び同条第4項に基づき、以下(a) \sim (h) に記載項目の取組がある場合は、1項目あたり1点を加点(審査員ごとではなく該当する提案者ごとに最大8点加点)する。

(参考) 公契約条例について

https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/119/155385.html

- (a)「熊本県ブライト企業」の認定
- (b) 障害者就労施設等の製品等の調達実績
- (c) 事業活動温暖化対策計画書制度
- (d) エコアクション21
- (e) RE100
- (f) 再工ネ100宣言RE Action
- (g) 森林吸収量認証制度
- (h) SDGs登録制度

各審査員の評価点の合計と加点項目を合算した点数を総合評価点とし、これが最も高い提案者を最適提案者とする。ただし、採点基準を100点とし総合評価点の平均(総合評価点を審査員数で除した点数)が採用基準点に満たない場合は、採用しない。

「審査基準表」

項目	内 容	配点
ア参加資格	・プロポーザル参加条件に該当するか。	適・否
イ 企画提案	①コンソーシアム運営管理	2 0
(150点)	・円滑な運営業務が期待できる窓口体制、スケジ	
	ュール、進捗・課題管理方法となっているか。	
	・会員の獲得に向けて意欲的に取組む提案内容	
	になっているか。	
	②DX機運醸成	5 0
	・機運醸成に効果的なイベント案や、DXに関す	
	る理解向上に資するセミナー案が検討されて	
	いるか。また、参加者確保に向けた周知広報手	
	段が十分であるか。	
	・ホームページ等を用いた積極的な情報発信に	
	つながる内容となっているか。	
	・DXの事例収集と発信について、実現可能な手	
	法かつ効果が見込める件数となっているか。	
	・情報プラットフォームを用いた会員相互の情	
	報交換、会員同士のビジネスマッチングや課題	

解決など、情報プラットフォームの利活用案と	
なっている。	
③データ活用機運醸成	7 0
・データ活用コミュニティの趣旨目的を正しく	
理解し、目的に沿った参画企業案となっている	
カゝ。	
・データ活用コミュニティ参画企業の確保に向	
け、現実的かつ効果的な取組みとなっている	
カゝ。	
・データ活用の機運醸成に効果的な定例会の実	
施となっているか。	
・データ活用コミュニティ参画企業間の交流、連	
携の促進が期待できるか。	
④追加提案	1 0
・仕様書に記載されていること以外で本業務の	
目的達成に資する提案があるか。	
ウ 業務遂行能力 ・知識や経験、根拠等に基づいた提案能力があ	3 0
(30点) り、企画提案及びプレゼンテーションの内容に	
説得力があるか。	
・幅広いネットワークを有しており、本事業の遂	
行のために有効に活用することが見込まれる	
か。	
・アドバイザー・コーディネーターとの連携な	
ど、事業を効果的に実施できる連携体制が見込	
めるか。	
・本業務の円滑な運営に向けた年間スケジュー	
ル案となっているか。	
・熊本県と連携した事業実施が期待できるか。	
エ 実施体制 ・事業実施に十分な体制が確保されているか(経	2 0
(20点) 験や実績を有する者がアサインされるか、ある	
いはその者からの協力や連携が期待できる	
か)。	
計	200

(2) ヒアリング審査の実施

①ヒアリング実施日 令和6年(2024年)3月6日(水)

②ヒアリング方法

提出された企画提案書を使用し、提案内容のプレゼン及び質疑応答により行う。 なお、ヒアリングは非公開とする。実施時間は別途連絡する。 また、オンラインによるヒアリングも可能とする。オンラインを希望する場合は3月4 日(月)までにその旨を申し出ること。

(3) 結果通知

審査結果は、参加者に書面で通知する。

9 契約

(1) 契約

審査会で最適提案者として選定された者と県との協議により契約を締結する。但し、協議が整わない場合、あるいは最適提案者が辞退した場合等は、審査会において次点とされた提案者と協議のうえ、契約を締結する。

(2) 契約保証金

契約にあたっては、熊本県会計規則第77条の規定により契約保証金を納付すること。なお、納付された契約保証金は、契約の相手方が契約上の義務を履行したときに還付する。但し、熊本県会計規則第78条に該当する場合、契約保証金は免除する。

10 関係書類

関係様式等は、熊本県ホームページから入手すること。

<熊本県ホームページ>

https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/26/194969.html

11 その他留意事項

- (1) 手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨によるものとする。
- (2)提出された企画提案書等は、最適提案者の選定以外には使用しない。また、提出された提案書は業務関係資料の保存のため、返却しない。
- (3) プロポーザルへの参加、企画提案書の作成・提出及び選考に要する一切の費用は、参加者の負担とする。
- (4)提出された企画提案書は、熊本県情報公開条例(平成12年熊本県条例第65号)に基づき公開することがある。

- (5) 企画提案に際しては、業務委託先として採用されないこともある点に十分注意し、関係者 とトラブルがないようにすること。
- (6) 企画提案書の著作権は、提案者に帰属する。但し、最適提案者の企画提案書の著作権は、 委託契約締結以降、委託者に帰属するものとする。また、本業務により作成した成果品及び 委託業務実施にあたり新たに制作、撮影したもの等に関するすべての著作権(著作権法(昭 和45年法律第48号)第27条及び第28条に規定する権利を含む)は、委託者に帰属す るものとし、本業務以外の業務にて、本業務により作成した成果品及び委託業務実施にあた り新たに制作、撮影したもの等を使用する場合がある。
- (7) 企画提案書に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負う。
- (8) 次の事項に該当する場合は、無効又は失格となる場合がある。
 - ・関係書類の提出方法、提出先又は提出期限が守られなかったとき。
 - ・関係書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
 - 関係書類に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。
 - ・その他、協議の結果、審査を行うに当たって不適当と認められるとき。
- (9)審査で最高位の評価を受けた者が参加資格を満たしていない場合は、契約締結ができないので注意すること。(この場合、審査会において次点とされた提案者と契約交渉を行うものとする。)
- (10)審査で最高位の評価を受けたものを受託者として選定した後に、提案内容を適切に反映 した仕様書を作成するために、その者に対して具体的な実施方法について提案を求めること がある。
- (11)参加者が1社のみであった場合でも、本公募型プロポーザルでの選定は実施する。
- (12) 参加申請手続きを行った後、都合により企画提案に参加しないこととなった者は、参加 辞退届(様式5)を提出すること。

12 問合せ先

〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号

熊本県企画振興部デジタル戦略局デジタル戦略推進課 戦略推進班 福田

TEL: 096-333-2469

E-Mail: fukuda-m@pref.kumamoto.lg.jp